

施設基準に関わる掲示

処方箋について

当院では、院外処方せんが発行させていただいております。処方箋が発行されたらお近くの調剤薬局でお薬を処方してもらってください。

処方箋の有効期間は交付日を含めて**4日間**となっております。

なお、自立支援医療法（精神通院医療）をご利用の方は、調剤薬局の指定手続きが必要となります。

明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担の無いかたについても明細書は無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算

後発医薬品がある薬については、一般名で処方箋を発行する場合があります。

後発医薬品使用体制加算2

当院は後発医薬品使用体制加算を取得し後発医薬品使用促進に努めています。

昨今、医薬品供給が不安定な状況です。供給状況によっては投与する薬剤を変更するなど、治療計画等の見直しを行い適切に対応します。

薬剤の変更を行う際は医師・薬剤師より説明させていただきます。

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しておりません。

医療情報取得加算

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。

通院・在宅精神療法

当院は以下の対応を実施しております。

- ・ ケースマネジメント
- ・ 障害福祉サービス等の相談
- ・ 介護保険に係る相談
- ・ 相談支援専門員、介護支援専門員からの相談に対応
- ・ 市町村等との連携
- ・ 入院していた患者の退院支援
- ・ 身体疾患の診療、他科連携
- ・ 健康相談、予防接種の相談
- ・ 可能な限り向精神薬の多剤、大量、長期処方を控えています

歯科外来診療医療安全対策加算

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。

また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。